第五十号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小

事 小 池 百 合

子

特 别 区における東京 都の事務処理の特例に関する条例の 部を改正 する条例

特別区に おける東京都 0) 事務処理の特例に関する条例 (平成十一年東京都条例第百六号) の一部を次のように改正する。

条の二第四項第七号」 を 「第二十二条の二第四項第九号」に改める。

附則

第二条の

表二の

項チ

中

第六十四条第一

項

を「第百五十二条第一

項及び第二項」に改め、

同表七十八の項ノ中

「第二十二

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

私立学校法の一 部を改正する法律 (令和五年法律第二十一 号) の施行等に伴 , , 規定を整備する必要がある。

十号議案 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例

第

五.